

答弁書第二〇〇号

内閣参質一七六第二〇〇号

平成三十二年十二月十四日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西 岡 武 夫 殿

参議院議員小熊慎司君提出外資による森林取引の増加と法整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小熊慎司君提出外資による森林取引の増加と法整備に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「水資源が外国人にわたる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に土地の所有者は、関係法令の範囲内において、その所有地内にある水資源の利用等の権利を有していると考えられている。

二及び三について

お尋ねの場合がどのような状況を指すのか必ずしも明らかではないが、土地所有者が外国人であるか否かにかかわらず、関係法令により、適正な土地利用の確保、水源の涵養^{かん}を始めとする森林の有する公益的機能の維持が図られているところである。

四について

御指摘の「林野庁と国交省の地権者のデータが一致していない問題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農林水産省においては、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項に規定する地域森林計画の円滑な策定のため、森林所有者の氏名等を含む森林簿の作成について取り組むよう、

都道府県に技術的助言を行っているところである。

五について

外国人等による不動産の取得の実態について調査を行い、その詳細を把握することは必ずしも容易でないが、例えば、農林水産省においては、森林の多面的機能の発揮という観点から、外国人等による森林買収について、国土交通省等とも連携し、都道府県等を通じた情報収集に努めているところである。